吸収分割に係る事前開示書類

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項）

2024 年 11 月 19 日

GMO インターネットグループ株式会社

2024年11月19日

吸収分割に係る事前開示書類

（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項）

東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
GMO インターネットグループ株式会社
代表取締役グループ代表　　熊谷　正寿

GMO インターネットグループ株式会社（以下「当社」といいます。）及び GMO アドパートナーズ株式会社（以下「GMO-AP」といいます。）は、2024年6月25日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を2025年1月1日として、当社がその営むインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、アクセス事業）及びインターネット広告・メディア事業（以下、総称して「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を GMO-AP に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

別紙2に記載のとおりです。

3. 会社法第758条8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等（同号イ）

別紙3に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

GMO ソリューションパートナー株式会社の吸収合併
GMO-AP は、2024 年 11 月 18 日開催の取締役会決議に基づき、2025 年 1 月 1 日付で GMO-AP の完全子会社である GMO ソリューションパートナー株式会社（以下「GMO-SOL」といいます。）との間で、GMO-AP を吸収合併存続会社、GMO-SOL を吸収合併消滅会社とする吸収合併を予定しております。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

① 剰余金の配当

i. 当社は、2024 年 2 月 13 日開催の取締役会において、2023 年 12 月期に係る期末配当として、2023 年 12 月 31 日を基準日とし 2024 年 3 月 7 日を効力発生日として、1 株当たり 14 円 20 銭、配当総額 1,507 百万円の剰余金の配当を決議し、これを行いました。

ii. 当社は、2024 年 5 月 10 日開催の取締役会において、2024 年 12 月期第 1 四半期に係る期末配当として、2024 年 3 月 31 日を基準日とし同年 6 月 17 日を効力発生日として、1 株当たり 17 円 20 銭、配当総額 1,825 百万円の剰余金の配当を決議し、これを行いました。

iii. 当社は、2024 年 8 月 8 日開催の取締役会において、2024 年 12 月期第 2 四半期に係る期末配当として、2024 年 6 月 30 日を基準日とし同年 9 月 18 日を効力発生日とする、1 株当たり 6 円 90 銭、配当総額 732 百万円となる剰余金の配当を決議し、これを行いました。

iv. 当社は、2024 年 11 月 12 日開催の取締役会において、2024 年 12 月期第 3 四半期に係る期末配当として、2024 年 9 月 30 日を基準日とし同年 12 月 17 日を効力発生日とする、1 株当たり 7 円 70 銭、配当総額 806 百万円となる剰余金の配当を行うことを決議しており、当該配当の実施を予定しております。

② 無担保社債の発行

当社は、2024 年 6 月 17 日開催の取締役会決議に基づき、同年 7 月 19 日を条件決定日として、無担保社債を下記のとおり発行しました。

銘柄	GMO インターネットグループ株式会社第 11 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
発行額	金 100 億円
各社債の金額	金 1 億円
利率	年 1.944%
発行価格	各社債の金額 100 円につき金 100 円
償還金額	各社債の金額 100 円につき金 100 円
払込期日	2024 年 7 月 25 日
償還期限	2029 年 7 月 25 日（5 年債）
利払日	毎年 1 月 25 日及び 7 月 25 日
資金使途	借入金返済

③　自己株式の消却

当社は、2024 年 2 月 13 日開催の取締役会決議に基づき、2024 年 3 月 18 日付で、当社が自己株式として有する当社普通株式 936,782 株を消却いたしました。

④　自己株式の取得

当社は、2024 年 2 月 13 日及び同年 8 月 8 日開催の取締役会決議において、以下のとおり、会社法第 459 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得枠を設定することを決議いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	290 万株(上限) (発行済み株式数(自己株式を除く)に対する割合 2.73%)
株式の取得価額の総額	金 50.0 億円(上限)
取得する期間	2024 年 2 月 14 日～2025 年 2 月 7 日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

⑤　株式会社 Flatt Security の株式取得（子会社化）及び第三者割当増資引受

当社は、2024 年 2 月 13 日開催の取締役会決議に基づき、2024 年 2 月 29 日付で株式会社 Flatt Security の株式 875,944 株を取得するとともに、同社が同日付で実施した第三者割当増資により、同社の株式 659,000 株を引き受け、同社を子会社化しました。

7.　吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生後における GMO-AP の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、GMO-AP が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における GMO-AP の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以　上

別紙１（吸収分割契約書）

（添付のとおり）

吸収分割契約書

GMO インターネットグループ株式会社(以下「**甲**」という。)及び GMO アドパートナーズ株式会社(以下「**乙**」という。)は、甲が、第 1 条に定める承継対象事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、2024 年 6 月 25 日(以下「**本契約締結日**」という。)付けで、以下のとおり吸収分割契約を締結する(以下「**本契約**」という。)。

第 1 条　(吸収分割)

甲は、本契約の定めるところに従い、甲の営むインターネットインフラ事業(ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、アクセス事業)及びインターネット広告・メディア事業(以下「**承継対象事業**」という。)に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する(以下「**本吸収分割**」という。)。

第 2 条　(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(吸収分割会社)
　商号：GMO インターネットグループ株式会社
　住所：東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号

(2) 乙(吸収分割承継会社)
　商号：GMO アドパートナーズ株式会社
　住所：東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号

第 3 条　(承継する権利義務)

1. 乙が、本吸収分割により甲から承継する権利義務(以下「**承継対象権利義務**」という。)は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 4 条　(本吸収分割に際して交付する対価)

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務の承継の対価として、乙の普通株式 257,941,328 株を交付する。

第 5 条　(乙の増加する資本金・準備金等の額)

乙は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第 6 条　（本吸収分割の承認等）

甲及び乙は、次条に定める効力発生日の前日までに、それぞれ、適用法令により必要となる手続（甲における取締役会及び乙における株主総会による本契約の承認を含むが、これらに限られない。）を行う。

第 7 条　（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生じる日（以下「**効力発生日**」という。）は、2025 年 1 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により、両当事者協議の上、これを変更することができる。

第 8 条　（変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日前日までの間に、第 6 条に定める乙の株主総会の承認が得られない場合、その他本契約の目的を達成できない重大な事由が発生した場合は、甲及び乙は、協議の上、本契約の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第 9 条　（競業避止義務）

甲は、効力発生日後において、承継対象事業について、乙に対して承継対象事業に係る競業避止義務を負わない。

第 10 条　（合意管轄）

本契約に関して発生する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 11 条　（誠実協議）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、両当事者が協議の上定める。

［以下余白］

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印又はこれに代わる電磁的処理を施し、各 1 通を保有する。

2024 年 6 月 25 日

甲：　東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
GMO インターネットグループ株式会社
代表取締役グループ代表　熊谷　正寿

乙：　東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
GMO アドパートナーズ株式会社
代表取締役　社長執行役員　橋口　誠

別紙

承継対象権利義務明細

1. 資産

甲が効力発生日の直前時(以下「基準時」という。)において、承継対象事業に関して保有する一切の資産

2. 負債及び債務

甲が基準時において承継対象事業に関して保有する一切の負債及び債務(偶発債務、簿外債務その他の潜在債務を含む。)

3. 契約(雇用契約を除く。)

甲が基準時において当事者となっている契約のうち、承継対象事業に関する一切の契約並びにこれらの契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

4. 雇用契約

承継対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

5. 知的財産権

甲が基準時において承継対象事業のみに関して有する一切の商標、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権

6. 許認可等

承継対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上承継可能なもの

別紙２（分割対価の相当性に関する事項）

（１）分割対価の相当性に関する事項

① 交付する株式に関する事項

GMO-APは、本吸収分割に際し、対象事業の対価として、GMO-AP普通株式257,941,328株を当社に割当交付する予定です。

② 割当内容の根拠及び理由

当社及びGMO-APは、2024年４月頃、本吸収分割の検討を開始いたしました。なお、当該検討に際しては、下記「⑤ 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本吸収分割における割当ての公正性を担保するため、当社は、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社（以下、デロイト）を第三者算定機関として、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下、西村あさひ）をリーガル・アドバイザーとして、また、ＳＭＢＣ日興証券株式会社をフィナンシャル・アドバイザーとして選定しました。

当社は、デロイトに対し、本吸収分割の株式割当比率（以下、本株式割当比率）の算定を依頼し、デロイトによる算定結果、並びにリーガル・アドバイザー及びフィナンシャル・アドバイザーからの助言を踏まえて慎重に検討し、対象事業及びGMO-APの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等を総合的に勘案したうえで、GMO-APと交渉・協議を重ねてまいりました。そして、当社においては、最終的にGMO-AP株式257,941,328株（GMO-APの株式価値を１とした場合の株式割当比率16.00に相当）を対価とする本吸収分割を行うことが妥当であるとの判断に至りました。

上記のとおり、当社は、第三者算定機関による算定結果、並びにリーガル・アドバイザー及びフィナンシャル・アドバイザーからの助言を踏まえて、対象事業及びGMO-APそれぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ね、当社及びGMO-APは、本日開催された取締役会において、本吸収分割契約を締結することを決議し、本日付で本吸収分割契約を締結いたしました。

③ 算定に関する事項

（ⅰ）算定機関の名称並びに当社及びGMO-APとの関係

当社の第三者算定機関であるデロイトは、当社及びGMO-APの関連当事者には該当せず、本吸収分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

（ⅱ）算定の概要

デロイトは、対象事業の事業価値については、分割対象事業であり市場株価が存在しないものの、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による相対的な株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法をマーケット・アプローチの評価方法として採用し、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、ＤＣＦ法）をインカム・アプローチの評価方法として採用して算定を行いました。GMO-AP の普通株式価値については、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法を、また、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による相対的な株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法をマーケット・アプローチの評価方法として採用し、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにＤＣＦ法をインカム・アプローチの評価方法として採用して算定を行いました。

GMO-AP の普通株式価値を１とした場合の上記の各評価方法による本株式割当比率の算定結果は下表のとおりです。

アプローチ	評価方法		株式割当比率
	当社対象事業	GMO-AP	
マーケット・アプローチ	類似会社比較法	市場株価法	14.8～22.5
マーケット・アプローチ	類似会社比較法	類似会社比較法	9.0～16.0
インカム・アプローチ	DCF 法	DCF 法	11.3～16.2

GMO-AP の普通株式の算定で採用した市場株価法については、2024 年６月 24 日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの１か月間、３か月間及び６か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しています。

デロイトは、当社及びGMO-APから提供を受けた財務予測が、当社とGMO-APの経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提として算定を実施しており、それらの財務予測の正確性、妥当性及び実現可能性等について責任を負うものではありません。また、デロイトがＤＣＦ法による評価において前提とした対象事業とGMO-APの事業計画については、大幅な増減益が見込まれております。対象事業の事業計画は、既存事業の堅調な見通しに加えて GPU ホスティング事業の収益化による成長により、2025年12月期に対前年比で大幅な増益を見込んでいます。また、GMO-APの事業計画は、主に業務提供体制の効率化やコスト抑制の影響等により2024年12月期の業績の回復（営業利益の黒字化と当期純利益の大幅な増益）を見込んでおります。

また、デロイトは、当社から提供を受けた対象事業とGMO-APに関するその他の情報及び一般に公開された情報等を採用しておりますが、それらの内容が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を実施しておりません。デロイトは、対象事業とGMO-APの資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の評価及び分析を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。デロイトは、本株式割当比率の算定を、算定基準日である2024年６月24日において入手可能な情報、同日現在の経済、市場、その他の状況及びデロイトが独自に設定した仮定に基づき実施しており、それらの内容が妥当、正確かつ完全であることを前提としております。

したがって、本株式割当比率の算定に関する状況の変化、その他の算定基準日後の状況によって、デロイトの算定結果が影響を受けることがありますが、デロイトは算定結果を修正、変更又は補足する義務を負いません。

なお、デロイトの算定結果は、デロイトが当社の依頼により、当社の取締役会が本株式割当比率を決定するための参考に資することを唯一の目的として当社に提出したものであり、当該算定結果は、デロイトが本株式割当比率の公正性について意見を表明するものではありません。

④ 上場廃止となる見込み及びその事由

該当事項はありません。

なお、本吸収分割によりGMO-APの流通株式比率が低下することが見込まれますが、GMO-AP株式の上場廃止を企図するものではございません。GMO-APとしては、新株予約権の活用を始めとした施策、法人株主の保有するGMO-AP株式の市場売却、法人株主の保有するGMO-AP株式の買取り及び当該株式の消却、積極的なIR 活動によるGMO-AP株式の売買数量の改善等、流通株式比率の改善に向けた取り組みについて、引き続き多角的な検討及び交渉を行っていくとのことです。当社としては、引き続きGMO-APが独立した立場で経営を行う上場子会社として上場を維持することが望ましいと判断しており、流通株式比率の改善に向けて、当社とGMO-APの間で慎重に協議・検討してまいります。

本日現在、本吸収分割に伴い、GMO-APは日本取引所自主規制法人による実質的存続性審査を受けており、実質的存続性は、GMO-APではなく、本吸収分割により当社よりGMO-APが承継する対象事業にあると判断される見込みである旨、日本取引所自主規制法人より伺っているとのことです。これにより、GMO-AP株式は東京証券取引所プライム市場に市場区分が変更されることとなり、東京証券取引所スタンダード市場への上場を継続するためには、吸収合併等の場合の市場区分の変更に係る審査を受ける必要があるとのことです。これを受けて、GMO-APとしては、本吸収分割においてGMO-APに実質的存続性がないと判断された場合は、東京証券取引所スタンダード市場への吸収合併等の場合の市場区分の変更に係る審査を希望せず、東京証券取引所プライム市場への上場を希望することにしたとのことです。GMO-APは、従前から将来的な東京証券取引所プライム市場への上場を目指していたため、東京証券取引所プライム市場への上場に求められる各種条件に関する初期的なスタディを開始していたとのことです。

⑤ 公正性を担保するための措置

当社は、2023年12月31日現在、GMO-APの議決権の57.01％（間接保有を含む。）を所有する親会社であることから、本吸収分割はGMO-APにおいて支配株主との取引等に該当いたします。そのため、本吸収分割の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、本吸収分割の公正性

を担保するための措置を実施しております。なお、公正性を担保するための措置として、会社法上必要となる本吸収分割契約の承認に係るGMO-APの株主総会決議を実施するに際し、法定の特別決議の成立要件が充足されることに加え、株主総会に出席した一般株主（当社と重要な利害関係を共通にしないGMO-AP株主）の議決権の過半数の賛同が得られることを決議条件とすること（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件。以下、MoM条件）の当否についてもGMO-APにおいて検討したとのことですが、①MoM条件を設定する場合には、少数の株式保有をもって本吸収分割を阻止できる状態が生じることを奇貨として本吸収分割を阻止するに足るGMO-AP株式の買い集めを行った投資家により、必ずしもGMO-APの企業価値向上に資さない要求（例えば、本吸収分割ではなく、現金での非公開化を要求する。）がなされる等、MoM条件が特定の投資家の私的利益を追求するために濫用され、（上記「④上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり）本吸収分割の前提である上場維持との両立を困難にするおそれが強いこと、②仮にMoM条件を設定したとしても、GMO-APの株主構成を前提にすれば、GMO-AP一般株主の中のごく一部の株主の意向で本吸収分割を実施するか否かが事実上決まることになり、広く一般株主の意見を確認するというMoM条件に期待される機能を有意に発揮することは期待しにくいこと、③以下に記載する本吸収分割の公正性を担保するための措置及び下記「⑥ 利益相反を回避するための措置」に記載する措置を講じることにより、一般株主の利益に対する十分な配慮がなされていると考えられることから、GMO-APは、MoM条件は設定しないことにしたとのことです。

（ⅰ）当社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本吸収分割における割当ての公正性を担保するため、当社及びGMO-APから独立した第三者算定機関であるデロイトを選定し、本吸収分割における株式割当比率の算定を依頼し、2024年６月24日付で株式割当比率算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記「③算定に関する事項」の「（ⅱ）算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、第三者算定機関から、本吸収分割の株式割当比率が当社及びGMO-APの株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（ⅱ）GMO-APにおける独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

GMO-APは、本吸収分割における割当ての公正性を担保するため、株式会社 KPMG FAS（以下、KPMG）を第三者算定機関として選任し、本吸収分割における株式割当比率に関する算定及び本吸収分割における株式割当比率の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、株式割当比率算定書及びフェアネス・オピニオンを取得したとのことです。

（ⅲ）独立した法律事務所からの助言

当社は、西村あさひを本吸収分割に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本吸収分割に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、西村あさひは、当社及びGMO-APの関連当事者には該当せず、本吸収分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

他方、GMO-APは、森・濱田松本法律事務所を本吸収分割に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本吸収分割に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けているとのことです。なお、森・濱田松本法律事務所は、当社及びGMO-APの関連当事者には該当せず、本吸収分割に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

⑥ 利益相反を回避するための措置

上記「⑤公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本吸収分割は支配株主との取引等に該当し、当社とGMO-APの間で利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避す

るための措置として、GMO-APにおいて以下（ⅰ）から（ⅲ）の措置を実施したとのことです。また、当社において以下（ⅳ）の措置を実施しております。

（ⅰ）GMO-APにおける独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

GMO-APの取締役会は、本吸収分割の是非を審議及び決議するに先立って、本吸収分割に係る当社の意思決定に慎重を期し、また本吸収分割に関するGMO-AP取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本吸収分割を行う旨の決定をすることが、GMO-APの少数株主にとって不利益でないことを確認することを目的として、特別委員会（以下、本特別委員会）を2024年４月15日に設置し、本特別委員会に対し（a）本吸収分割の目的の合理性、（b）本吸収分割に係る対価その他の取引条件の妥当性、(c) 本吸収分割に係る手続の公正性、(d) 当社取締役会による本吸収分割についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められるか否か（以下、本諮問事項）について諮問したとのことです。

GMO-APは当初から、岩濱みゆき氏、杉野知包氏、鮎川拓弥氏の３名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。本特別委員会は、委員間の互選により、本特別委員会の委員長として、岩濱みゆき氏を選定したとのことです。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしたとのことです。

また、GMO-APの取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、以下の権限を付与することを決議したとのことです。

i. 本諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、財務若しくは法務等に関する独自のアドバイザーを選任し（この場合の費用はGMO-APが負担する。）、又は、GMO-APの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）すること。なお、特別委員会は、GMO-APのアドバイザーの独立性及び専門性に問題がないことを確認した場合には、GMO-APのアドバイザーに対して専門的助言を求めることができる。

ii. GMO-APの役職員及びアドバイザーから本吸収分割に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること。

iii. GMO-APの役職員、当社を含む本吸収分割の関係者その他特別委員会が必要と認める者から必要な事項を聴取すること。

iv. IV. GMO-APが当社との間で行う本吸収分割に係る交渉の過程に実質的に関与すること（GMO-AP及びGMO-APのアドバイザーに事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示又は要請を行うこと、及び、自ら当社と交渉を行うことを含む。）。

v. その他本吸収分割に関する検討及び判断に際して必要であると特別委員会が認める事項を実施すること。

本特別委員会は2024年４月25日から2024年６月24日までに、合計11回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、GMO-APのファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社（以下、大和証券）、GMO-APの第三者算定機関であるKPMG及びGMO-APのリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認のうえ、その選任を承認したとのことです。また、下記「（ⅱ）GMO-APにおける独立した社内検討体制の構築」に記載のGMO-APにおける検討体制について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認のうえ、承認したとのことです。

そのうえで、本特別委員会は、当社及びGMO-APに対して、本吸収分割の目的・理由、本吸収分割実施後の経営方針等に関する事項のヒアリングを実施したとのことです。また、GMO-APに対して、GMO-APが行った対象事業の財務・法務・ビジネスに関するデューディリジェンスの結果に関するヒアリングを実施したとのことです。なお、KPMGが算定の前提としたGMO-AP及び対象事業の事業計画の内容についてヒアリングを行い、委員の全員一致をもってその合理性を確認したとのことです。

このほか、本特別委員会は、当社とGMO-APの間における本吸収分割に係る協議・交渉について、事前にその方針を確認し、GMO-APからその経緯及び内容等について都度報告を受けたうえで、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行う等の方法により、交渉過程に関与したとのことです。

本特別委員会は、上記のような経緯のもと、本諮問事項について慎重に検討を行い、本吸収分割は、GMO-APの少数株主にとって不利益を生じさせるものであるとは言えない旨の答申書を、2024年６月24日付で、GMO-APの取締役会に提出したとのことです。GMO-APは、本特別委員会から、2024年６月24日付で、大要以下のとおり答申書を受領したとのことです。

I. 答申の内容

ⅰ. 本吸収分割の目的は合理的であると考える。

ⅱ. 本吸収分割に係る対価その他の取引条件は妥当であると考える。

ⅲ. 本吸収分割に係る手続は公正であると考える。

ⅳ. GMO-AP取締役会による本吸収分割についての決定は、GMO-APの少数株主にとって不利益なものでないと考える。

II.答申の理由

ⅰ. 本吸収分割の合理性

本特別委員会が、GMO-APから説明を受けた、本吸収分割の意義・目的並びに本吸収分割により向上することが見込まれるGMO-APの企業価値の具体的内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

- GMO-IG(GMOインターネットグループ株式会社)グループは、「すべての人にインターネット」をコーポレートキャッチに掲げ、1995年にGMO-IGが開始したインターネットインフラ事業を中核として、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業を展開しており、GMO-AP連結企業集団（GMO-AP及び連結子会社４社等で構成する企業集団）は、GMO-IGグループのインターネット広告・メディアセグメントを構成しており、総合ネットメディア・広告事業として、WEBマーケティング、WEBメディア、アドテクノロジー等のインターネットサービスを提供している。インターネット広告市場は、広告の形態が多様化し続けており、動画広告の利用拡大や、AI及びテクノロジーの更なる活用が期待されるなど、日々劇的に変化している。
- このような事業環境の変化を踏まえ、GMO-AP連結企業集団がインターネット広告市場に及ぼす影響力を高め、業界をリードするプロ集団を目指すためには、GMO-IGグループとしての連携をより強化し、更なる企業価値の向上を目指す必要がある。また、AIや新たなテクノロジーを活用した新商品の開発など、インターネット広告市場にとどまらない、新たな市場機会の創出を目指す必要がある。
- こうした中、GMO-IGグループにおいて、インターネットインフラ事業のNo.1商材群とその運営ノウハウを有するGMO-IGとインターネット広告・メディア事業の実績とクリエイティブ、アドテクノロジー領域でのノウハウを有するGMO-APが統合することで、双方の強みを最大限に活かした事業展開を行うことを目的に、本吸収分割を実施することとした。
- 本吸収分割の実施により、GMO-IGとGMO-APの顧客基盤を相互活用することで、両社の製品及びサービスのリーチの大幅な拡大が見込まれるほか、GMO-APのインターネット広告・メディア事業におけるノウハウをGMO-IGのマーケティング活動に適用することで、販売効率、顧客満足度の向上や経営資源の効率化を図ることが可能となる。また、GMO-IGのストック商材の運営ノウハウをGMO-APの事業に適用することで、GMO-APのストック商材

の開発の加速、競争力の向上も期待できる。

以上を踏まえて、本特別委員会において慎重に審議・検討したところ、本吸収分割の実行は、GMO-APの企業価値及び株主価値の向上に資するというGMO-APの判断内容に不合理な点は認められず、本吸収分割の意義・目的は正当であると判断するに至った。

ⅱ．本吸収分割に係る対価その他の取引条件の妥当性

ア 第三者算定機関による算定

- 本吸収分割の株式割当比率は、KPMGから取得した株式割当比率算定書におけるDCF法及び類似会社比較法による算定結果の評価レンジの範囲内の比率となっている。
- 本特別委員会は、KPMGから、DCF法及び類似会社比較法のそれぞれに用いられた算定方法等について詳細な説明を受けたうえで、評価手法の選択、類似会社の選定方法、株式価値の算定方法について審議・検討を行った結果、いずれも不合理な点は認められなかった。また、本特別委員会は、GMO-APに対して、上記算定の基礎となるGMO-APの事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯について質疑応答を行ったうえで検討した結果、不合理な点は認められなかった。上記算定の基礎となる対象事業の事業計画については、KPMGにおいて、GMO-IGと複数回質疑応答を行う等して、その内容をレビューしたうえで、GMO-IGより提供を受けた事業計画を対象事業の事業価値の分析の前提として採用している。

イ フェアネス・オピニオンの取得

さらに、GMO-APは、KPMGから、GMO-APの財務予測に基づく株式価値分析結果及び対象事業財務予測に基づく対象事業の価値の分析結果に照らして、本株式割当比率が、GMO-APの一般株主の皆様にとって公正価値（フェア・バリュー）である旨の意見を表明するフェアネス・オピニオンの提出を受けている。

ウ 発行数量及び株式の希薄化の規模

本特別委員会において慎重に審議・検討したところ、本吸収分割の発行数及び希薄化の規模が合理的である旨のGMO-APの説明及び検討結果に不合理な点は認められなかった。

エ 上場維持の見込み

本吸収分割後に流通株式比率を充足するための方策として考えられる方法及びその実現性を踏まえると、GMO-APは本吸収分割後においてGMO-AP株式の上場を維持することが合理的であるというGMO-APの分析に不合理な点は認められなかった。

オ その他の取引条件の妥当性

本吸収分割契約に関して、GMO-APの義務履行の前提条件や、GMO-IGの表明保証、誓約事項（スタンドアローンイシューへの対応に関するものを含む。）、補償責任等、同種の取引において承継会社の利益保護の観点から一般に合意される事項がGMO-IGとの間で合意されており、過度にGMO-IGに有利な規定は特に見受けられない。

ⅲ．手続の公正性

- GMO-APは、GMO-IG及び本吸収分割の成否からの独立性が認められるGMO-APの独立社外取締役であり監査等委員である３名からなる本特別委員会を設置した。本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、情報収

集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、慎重に検討を行った。その過程において、本特別委員会は、GMO-APとGMO-IGの間における本吸収分割に係る協議・交渉について、事前にその方針を確認し、GMO-APからその経緯及び内容等について都度報告を受けたうえで、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行う等の方法により、交渉過程に関与している。このように、本特別委員会の関与の下、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保されたうえで、真摯な交渉が行われたと認められる。

- GMO-APは、GMO-AP及びGMO-IGから独立したGMO-APのフィナンシャル・アドバイザーである大和証券から、本吸収分割における割当株式数、GMO-IGとの交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けるとともに、GMO-AP及びGMO-IGから独立したGMO-APの第三者算定機関であるKPMGから、株式割当比率算定書及びフェアネス・オピニオンを取得した。
- GMO-APは、GMO-IGから独立した立場で、本吸収分割に係る検討、交渉及び判断を行うための体制をGMO-APの社内に構築した。具体的には、GMO-IGの役職員を兼務しておらず、GMO-IGから独立性が認められる役職員を本吸収分割に係る検討、交渉及び判断に関する役職員として選定した。
- GMO-APは、本特別委員会が承認した、GMO-AP及びGMO-IGから独立したGMO-APのリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本吸収分割について手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本吸収分割の諸手続並びに本吸収分割に係るGMO-APの意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けた。
- GMO-APにおいて、本吸収分割について検討、交渉及び判断に関する役職員として、GMO-APの取締役11名のうち、菅谷取締役、岩濱取締役監査等委員、杉野取締役監査等委員及び鮎川取締役監査等委員を除く取締役７名は、本吸収分割に関して特別の利害関係がある又はそのおそれがあるため、利益相反回避の観点からGMO-APの取締役会における本吸収分割に関する審議及び決議には参加しておらず、GMO-APの立場で本吸収分割に係る協議及び交渉に関与してない（但し、当該決議に参加しなかった菅谷取締役、岩濱取締役監査等委員、杉野取締役監査等委員及び鮎川取締役監査等委員を除く取締役７名は、会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、当該決議に関して取締役会の定足数を満たしていない可能性があることから、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、堀内取締役及び稲葉取締役監査等委員を加えた取締役６名（但し、特別委員会の各委員に係る報酬額決定に関しては、当該委員に代えて橋口取締役を加えた取締役６名）で改めて決議を行っている）。
- 本吸収分割に関して、GMO-APの一般株主による取引条件の妥当性等についての判断に資する十分な情報開示が予定されている。
- 本吸収分割の公正性を担保するための措置として、本吸収分割契約の承認に係る株主総会決議を実施するに際し、上記「⑤ 公正性を担保するための措置」に記載した理由により、GMO-APとしてMoM条件は設定しないこととしているが、かかるGMO-APの分析について不合理な点はなく、本特別委員会としても異存はない。

以上を踏まえると、本吸収分割に係る手続は公正であるといえる。

ⅳ．上記ⅰからⅲの事項を踏まえ、本特別委員会において慎重に審議・検討した結果、本吸収分割には、目的の合理性及び取引条件の妥当性が認められ、かつ、手続に係

る公正性も認められる。そこで、本特別委員会は、GMO-AP取締役会における本吸収分割についての決定は、GMO-APの少数株主にとって不利益なものではないとの意見を答申するに至った。

（ⅱ）GMO-APにおける独立した社内検討体制の構築

GMO-APは、当社から独立した立場で、本吸収分割に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本吸収分割に係る検討、交渉及び判断に関与するGMO-APの役職員の範囲及びその職務を含みます。）をGMO-APの社内に構築しているとのことです。具体的には、当社の役職員を兼務していない、当社から独立性が認められる役職員をGMO-APにおいて本吸収分割に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員とし、かかる検討体制に独立性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けているとのことです。

（ⅲ）GMO-APにおける利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含みます。）

全員の承認

GMO-APの取締役11名のうち橋口誠氏、熊谷正寿氏、堀内敏明氏、安田昌史氏、有澤克己氏、齋藤稔氏及び稲葉幹次氏の７名は、当社の役員、従業員又は相談役を現在兼務しており、本吸収分割における構造的な利益相反による影響を回避する観点から、本日開催のGMO-APの取締役会では、上記７名を除く菅谷俊彦氏、岩濱みゆき氏、杉野知包氏、鮎川拓弥氏の４名の取締役において審議し、全員一致により本吸収分割を行うことを決議したうえで、取締役会の定足数を確保する観点から、上記７名の取締役のうち、相対的に利益相反のおそれが低いと考えられる堀内敏明氏及び稲葉幹次氏を加えた６名の取締役において改めて審議し、全員一致により本吸収分割を行うことを決議したとのことです。

（ⅳ）当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含みます。）

全員の承認

当社の取締役９名のうち熊谷正寿氏及び安田昌史氏がGMO-APの役員を現在兼務していること、西山裕之氏が過去に株式会社まぐクリック(現GMO-AP)の代表取締役及び取締役会長にそれぞれ就任していたこと、並びに伊藤正氏が本吸収分割の効力発生を条件として2025年１月１日付でGMO-APの取締役に就任予定であることを踏まえ、本吸収分割における構造的な利益相反による影響を回避する観点から、本日開催の当社の取締役会では、上記４名を除く相浦一成氏、松井秀行氏、小倉啓吾氏、郡司掛孝氏及び増田要氏の５名の取締役において審議のうえ、全員一致により本吸収分割を行うことを決議しております。

（２）資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割によりGMO-APの資本金及び準備金の額に変動はございません。

別紙３（吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等）
（添付のとおり）

事業報告 （自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

1 企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

❶ 事業の経過および成果

当社連結企業集団の事業領域であるインターネット広告市場につきましては、2022年度の広告費が３兆９百億円（前年比+14.3％）と、マスコミ四媒体広告費を上回り、初めて３兆円を超える市場規模となりました。（株式会社電通調べ）。総務省の調査では、全ての年代で、インターネット利用時間がもっとも長く利用され、また利用者の割合も継続して増加しているという結果が出ております。動画視聴・投稿やソーシャルメディアの利用時間も増加傾向が続いており、日常生活におけるインターネットの果たす役割がますます高まっているものと考えられます（総務省「令和４年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」より）。

このような流れを受け、インターネット広告市場においては広告形態の多様化が進んでおり、従来から活用される運用型広告以外にも、マス広告のように、認知促進を目的として動画広告等を活用する事例や、インターネット広告とオフラインでのマーケティング活動を組み合わせた事例など、企業におけるマーケティング活動の様々な場面でインターネット広告の活用が進んでおります。また、これに比例する形で、当社連結企業集団のようなマーケティングサービスを提供する事業者においては、広告主の事業活動全体に影響を及ぼすようなマーケティング支援と関連する高度な知識・ノウハウが求められるようになりつつあります。

当社連結企業集団では、今後も同様の傾向が続くものと見込んでおり、本市場におけるさらなる取扱高の拡大と、市場トレンドに即した柔軟な戦略による収益の最大化を企図し、事業活動を行っております。

当連結会計年度においては、世界的な経済環境への不透明感が続く中、特に我が国においては、対面経済の本格的な復調により経済環境全体の見通しが強気へ振れる一方、一部業種におけるコロナ禍で生じたいわゆる「巣ごもり」需要の急減もみられ、当社顧客においても一部業種で広告需要の縮小が当社の想定を超えて顕著になり、その対応の遅れから、取扱高が前年同期比で減少することとなりました。

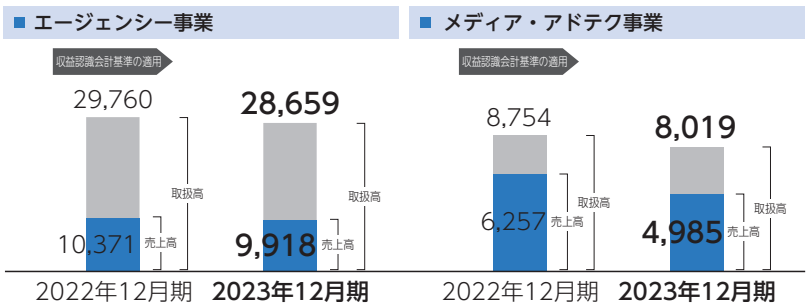
加えて、第１四半期連結会計期間に発生したSMB向けの広告配信費用等や、前年の人財投資による人員増などの費用増加要因が重なったことから、各段階利益においても前年を下回り、営業損失を計上することとなりました。当社連結企業集団では、生成AIを始めとした様々な技術・手法による業務効率化を図り、また厳格な費用抑制を実施したものの、トップラインの減少を補うには至りませんでした。

これらの結果、当社連結企業集団の当連結会計年度の売上高は14,903百万円（前年同期比10.4％減）、営業損失は25百万円（前年同期は710百万円の営業利益）、経常利益は180百万円（前年同期比75.9％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は40百万円（前年同期比89.8％減）となりました。

❷ 部門別概況

部門別売上高

(単位：百万円)



❸ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は132,093千円で、その主なものは次のとおりであります。

建物取得	6,394千円
工具器具備品取得	15,934千円
ソフトウェア取得	109,764千円

❹ 資金調達の状況

該当事項はありません。

❺ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

❻ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

❼ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(注) GMO NIKKO株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は、2024年１月１日付でGMO NIKKO株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

❽ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

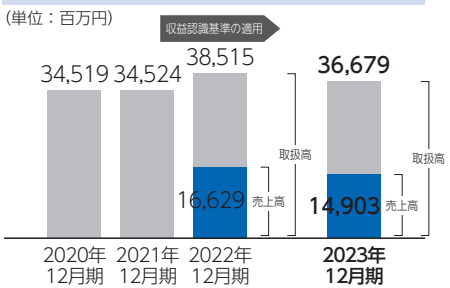
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

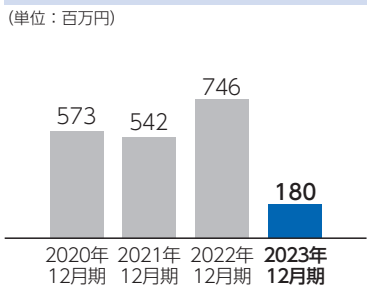
区　分		2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	当連結会計年度 2023年12月期
売上高	(千円)	34,519,549	34,524,631	16,629,012	14,903,840
経常利益	(千円)	573,224	542,519	746,798	180,288
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	260,993	328,213	395,970	40,343
1株当たり当期純利益	(円)	16.26	20.52	24.98	2.50
総資産	(千円)	11,897,518	11,631,256	12,423,478	10,847,704
純資産	(千円)	5,381,681	5,205,871	5,434,375	5,242,038
1株当たり純資産額	(円)	331.09	325.76	334.28	320.98

(注) 1.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を2022年12月期の期首から適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

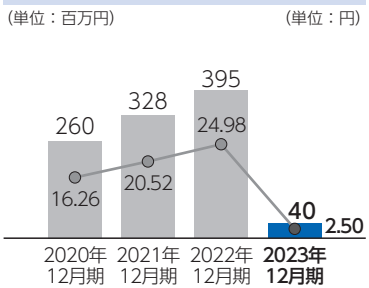
■ 売上高



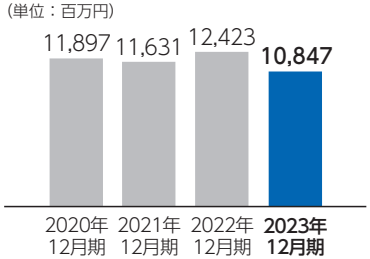
■ 経常利益



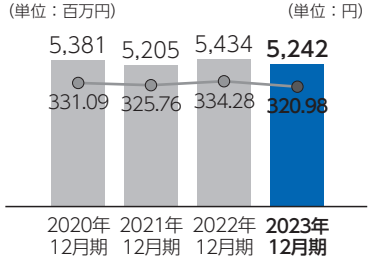
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 ● 1株当たり当期純利益



■ 総資産



■ 純資産 ●1株当たり純資産額



(3) 重要な親会社および子会社の状況

❶ 親会社の状況

1．親会社との関係

当社の親会社はGMOインターネットグループ株式会社およびGMOアドホールディングス株式会社であります。GMOインターネットグループ株式会社は、当社普通株式1,557,200株（議決権比率9.66％）を直接所有するとともに、当社普通株式7,632,000株（議決権比率47.35％）を所有するGMOアドホールディングス株式会社の親会社であります。

当社は、GMOインターネットグループ株式会社との間で、資金調達及び運用並びに決済事務の効率化を目的とした、資金の一括管理その他のキャッシュマネジメントサービスの運営委託契約を締結しております。

親 会 社	親会社の議決権所有割合（%）	主要な事業内容
GMOインターネットグループ株式会社	57.01 (47.35)	インターネット総合事業
GMOアドホールディングス株式会社	47.35	インターネット広告事業

(注) 親会社の議決権所有割合欄の（ ）内は間接被所有割合であり、所有割合の内数であります。

2．親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社であるGMOインターネットグループ株式会社とは営業上の取引関係、金銭の預入の関係および役員の兼務の関係があり、GMOアドホールディングス株式会社とは役員の兼務の関係があります。

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性があると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続については問題はないものと考えております。

❷ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
GMOアドマーケティング株式会社	100,000千円	100.00%	メディア・アドテク事業
GMO NIKKO株式会社	100,000千円	100.00%	エージェンシー事業
GMOインサイト株式会社	50,000千円	100.00%	メディア・アドテク事業
GMOソリューションパートナー株式会社	100,000千円	100.00%	エージェンシー事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

GMO NIKKO株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は、2024年１月１日付でGMO NIKKO株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(4) 経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社は、事業基盤の確立のため、以下の取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めてまいります。

インターネット広告事業における課題

当社及び当社連結法人（以下総称して「当社連結企業集団」）は継続してインターネット広告事業に重点を置き、業界をリードするプロ集団を目指すにあたり、競合他社に対する優位性を確保する施策を講じ実現するために、次の点を経営課題として認識しております。

1．自社商品・サービスの開発の強化

当社連結企業集団のインターネット広告市場に及ぼす影響力を高めるため、自社商品・サービスの開発力を引き続き強化してまいります。

この方針の実現に向けて、インターネット広告事業特有の問題を技術的に解決できる開発体制を強化し、販売部門との連携による顧客ニーズを汲み取った商品開発を推進することにより、広告主に選ばれる自社ブランド商品・サービスの拡充に向けて取り組んでまいります。

2．自社商品・サービスの提案・運用力の強化

生成AIの活用による既存業務の効率化や人材育成・拡充などの組織強化を徹底するとともに、既存の協力会社との営業体制を強化・継続することで、サービスの管理体制強化につなげ、市場シェアの拡大を目指してまいります。

今後も引き続き、自社商品・サービスの提供・運用力強化に取り組んでまいります。

3．優秀な人材の獲得と育成、組織の強化

インターネット広告業界をリードするプロ集団を目指すにあたり、高い倫理観を持つ人材の育成は、重要な経営課題の一つとして認識し、継続して取り組んでまいります。

特に、コンプライアンスに対する高い意識付けを目的とした教育・研修や、人材の長期継続雇用体制の構築を目的とした人材育成フォローアップ制度の拡充を図ってまいります。

また、より良い組織と職場環境の構築を目的としたエンゲージメント施策を講じ、当社連結経営と事業・サービスに関与する全ての役職員の声・組織の状態を可視化することで、外的要因に左右されない強い組織づくりを進めてまいります。

4．内部統制の拡充

株主・投資家の判断基準となる企業会計の信ぴょう性はもとより、当社企業活動そのものへの信頼の醸成・予測可能性の提供は、健全な企業統治体制の下でのみ実現しうるものであることを強く認識するとともに、取締役会を中心としたコーポレートガバナンスの停滞、業務・内部管理体制およびコンプライアンス意識の不全により損なわれることにも十全の配慮をし、コーポレートガバナンス体制の整備・充実と、これを支える業務・内部管理体制の拡充、およびコンプライアンス意識の向上に努めてまいります。

5．外的環境変化への対応と社内環境の整備

天災地変・感染症などの外的要因による当社連結企業集団の事業・サービスの停止や業績への影響を回避・軽減するべく、社内システム等の業務基盤の整備、指揮命令系統の連携体制を適宜見直すなど、既存のBCP対策に対して必要に応じて改善を進めてまいります。また、外的要因の環境変化をいち早く感知し、柔軟に対応していくための組織体制の強化を実行してまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社連結企業集団の主要な事業は、「エージェンシー事業」および「メディア・アドテク事業」であります。

(6) 主要な営業所（2023年12月31日現在）

当　社	本社	：東京都渋谷区
GMOアドマーケティング株式会社	本社	：東京都渋谷区
GMO NIKKO株式会社	本社	：東京都渋谷区
GMOインサイト株式会社	本社	：東京都渋谷区
GMOソリューションパートナー株式会社	本社	：東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

❶ 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エージェンシー事業	404　(75) 名	28名減　(3名増)
メディア・アドテク事業	110　(18) 名	17名減　(5名増)
全社（共通）	49　(6) 名	3名減　(1名増)
合　計	563　(99) 名	48名減　(9名増)

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

❷ **当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49（6）名	3名減　（1名増）	38.1歳	7.5年

（注）使用人数は就業人数であり、臨時従業員である契約社員およびアルバイト等は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（8）主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

（1）株式の状況（2023年12月31日現在）

❶ **発行可能株式総数**　60,800,000株
❷ **発行済株式の総数**　16,757,200株
❸ **株主数**　7,295名
❹ **大株主（上位10名）**

株 主 名	持 株 数	持株比率
GMOアドホールディングス株式会社	7,632,000株	47.34%
株式会社ネットアイアールディー	2,316,000株	14.37%
GMOインターネットグループ株式会社	1,557,200株	9.66%
株式会社 CARTA HOLDINGS	400,200株	2.48%
藤島 満	232,100株	1.44%
GMOアドパートナーズ役員持株会	163,000株	1.01%
GMOアドパートナーズ従業員持株会	160,000株	0.99%
松本 栄治	117,900株	0.73%
高野 慎一	80,900株	0.50%
松井 映孝	50,000株	0.31%

（注）持株比率は、自己株式（635,867株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

❶ 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

❷ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

❸ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

❶ 取締役の状況（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	橋　口　　誠	GMOインターネットグループ株式会社　グループ常務執行役員・CBO　グループ広告部門統括　グループブランド・広報・ファシリティ担当 GMOアドホールディングス株式会社取締役 GMOアドマーケティング株式会社取締役 GMO NIKKO株式会社取締役会長 GMOインサイト株式会社取締役 GMOソリューションパートナー株式会社取締役 GMOドリームウェーブ株式会社代表取締役社長
取締役会長	熊　谷　正　寿	GMOインターネットグループ株式会社　代表取締役グループ代表会長兼社長執行役員・CEO GMOアドホールディングス株式会社代表取締役社長 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社取締役会長 GMOペパボ株式会社取締役会長 GMOリサーチ株式会社取締役会長 GMO TECH株式会社取締役会長 GMOメディア株式会社取締役会長
取締役 副社長執行役員	堀　内　敏　明	当社グループCTO室長 GMOインターネットグループ株式会社　グループ専務執行役員　グループ技術者採用・技術広報担当　グループ研究開発本部長 GMOアドマーケティング株式会社取締役
取締役 専務執行役員	菅　谷　俊　彦	GMOアドマーケティング株式会社監査役 GMO NIKKO株式会社監査役 GMOインサイト株式会社監査役 GMOソリューションパートナー株式会社監査役 GMOドリームウェーブ株式会社取締役

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
取締役	安　田　昌　史	GMOインターネットグループ株式会社取締役グループ副社長執行役員・CFO　グループ代表補佐　グループ管理部門統括 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社取締役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社取締役 GMOリサーチ株式会社取締役 GMO TECH株式会社取締役 GMOメディア株式会社取締役 GMOあおぞらネット銀行株式会社社外取締役
取締役	有　澤　克　己	GMOインターネットグループ株式会社　グループ専務執行役員　グループ財務担当　グループ国際化支援室担当　本体事業管理本部長 GMOドリームウェーブ株式会社監査役
取締役 (常勤監査等委員)	岩　濱　みゆき	岩濱公認会計士事務所　所長
取締役 (監査等委員)	杉　野　知　包	－
取締役 (監査等委員)	熊　谷　文　麿	佐藤総合法律事務所弁護士 GMOクリック証券株式会社監査役 株式会社タスキ監査役 株式会社コークッキング監査役 株式会社AWL監査役 イミュニティリサーチ株式会社監査役 株式会社ジョリーグッド監査役
取締役 (監査等委員)	稲　葉　幹　次	GMOインターネットグループ株式会社相談役

（注）1．取締役（常勤監査等委員）岩濱みゆき氏、取締役（監査等委員）杉野知包氏および熊谷文麿氏は社外取締役であります。
2．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。
3．当社は、取締役（常勤監査等委員）岩濱みゆき氏、取締役（監査等委員）杉野知包氏および熊谷文麿氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．取締役（常勤監査等委員）岩濱みゆき氏、取締役（監査等委員）杉野知包氏および熊谷文麿氏につきまして、それぞれ、財務、会計および法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．取締役（監査等委員）熊谷文麿氏は、2023年12月31日付で佐藤総合法律事務所を退所しました。
6．GMOアドマーケティング株式会社は、GMO NIKKO株式会社との吸収合併により2024年1月1日に法人格が消滅しております。

❷ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）の岩濱みゆき氏、杉野知包氏および熊谷文麿氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項各号の合計額としております。

❸ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第４３０条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為、又は法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については填補されません。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の取締役および監査役であり、保険料は原則として当社が負担しておりますが、保険料の約１割については被保険者が負担しております。

❹ 取締役の報酬等

１．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬総額は、株主総会から授権した承認枠内の範囲において、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額及び各取締役の報酬額を、当社及び主要な連結子会社の常勤取締役で構成される経営会議（以下、「経営会議」）で、指名報酬委員会の意見を踏まえ決定します。

固定報酬は、毎期設定される売上高、経常利益、配当額、一人当たり利益、売上高成長率、利益成長率等の業績数値目標・配当目標や顧客継続率・従業員定着率等の定量的な目標のみならず、スピリットベンチャー宣言を基礎とする定性的な目標の達成度を多面的に評価した結果で自動的に報酬の基準が定まる仕組みとなっており、さらに、取締役毎に毎期設定する個別の目標の達成度に応じて、取締役毎の基準報酬額が20%の範囲内で増減される報酬制度となっております。仮に、当社としての業績目標が未達であった場合には、一定の報酬返上ルールが存在する一方、業績目標を達成した場合には、その成果に応じて役員賞与が追加の業績連動報酬として支給されることとしております。さらに、中長期的な業績が反映できる仕組みとして、ストックオプション制度を導入しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会規則の定めに基づき、監査等委員である取締役の協議により定めるものとしております。

2．取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年３月20日開催の第17期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいており、当該決議時点の対象となる員数は10名です。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年３月20日開催の第17期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいており、当該決議時点の対象となる員数は３名です。

3．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬を決定するにあたっての手続きは、次のとおりです。

・上記方針に則り算出された報酬額の基準に基づき、代表取締役が、個々の取締役が毎期設定する個別目標の達成度を勘案し、当社及び主要な連結子会社の常勤取締役で構成される経営会議に上程します。

・経営会議は、監査等委員会の意見を踏まえ上記答申を尊重し、取締役の役位ごとの報酬基準額を確認の上、2016年３月20日開催の第17期定時株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、指名報酬委員会の意見を踏まえ、取締役の支給額を決定します。

なお、当事業年度における経営会議の体制は下記のとおりです。

橋口誠（代表取締役社長執行役員）、堀内敏明（取締役副社長執行役員）、菅谷俊彦（取締役専務執行役員）、佐久間勇（常務執行役員）、伊藤幹高（執行役員）、渡部謙太郎（執行役員）、徳永伸一郎（執行役員）、岩濱みゆき（社外取締役・監査等委員）、杉野知包（社外取締役・監査等委員）、熊谷文麿（社外取締役・監査等委員）、稲葉幹次（取締役・監査等委員）、その他連結子会社執行役員8名

また、指名報酬委員会の体制は以下の通りです。

岩濱みゆき（社外取締役・監査等委員）、杉野知包（社外取締役・監査等委員）、熊谷文麿（社外取締役・監査等委員）、橋口誠（代表取締役社長執行役員）、菅谷俊彦（取締役専務執行役員）５名

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各担当部門の業績目標の設定や職務執行の報告を受ける合議体たる経営会議において決することが最適であり、また経営会議において原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

4．取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	賞与	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	91,643千円 (—)	75,959千円 (—)	15,684千円 (—)	2名 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,300千円 (16,300千円)	15,150千円 (15,150千円)	1,150千円 (1,150千円)	3名 (3)
合計 (うち社外役員)	107,943千円 (16,300千円)	91,109千円 (15,150千円)	16,834千円 (1,150千円)	5名 (3)

(注) 1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．上記のほか、社外役員が当社親会社又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は、年額5,400千円です。
3．上記のうち、賞与は業績連動報酬であり、2022年12月期の業績目標達成を受けて2023年度に支給されたものであります。
4．上記のうち取締役（監査等委員を除く）の基本報酬には、代表取締役社長執行役員 橋口誠氏及び取締役専務執行役員 菅谷俊彦氏が2023年12月期の業績目標の未達成を受け、基本報酬2ヵ月相当分の一部を自主返納した金額を含んでおります。

5．業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬は、固定報酬を原則とし、その目標達成度合いに応じ、追加的に「役員賞与」を業績連動報酬として支給することとしており、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬を原則とし、監査等委員会の決定に基づくものとしております。

業績連動報酬は、一定の業績目標を達成した場合には、その成果に応じて役員賞与が追加の報酬として支給され、主に、当社連結グループにおける営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益等の業績目標を指標としております。なお、業績指標に関する実績は、「1企業集団の現況（2）財産および損益の状況」のとおりです。

業績及び業績目標達成度等に連動した報酬制度に基づき決定することで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けを図っており、また業績目標の達成の成否を指標とすることで、恣意性を排除し、報酬制度の適正性を担保しております。

❺社外役員に関する事項

1．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）岩濱みゆき氏は、岩濱公認会計士事務所長を兼務しております。当社と岩濱公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）熊谷文麿氏は、佐藤総合法律事務所の弁護士を兼務しております。当社は佐藤総合法律事務所との間で法律顧問契約を締結しております。なお、取締役（監査等委員）熊谷文麿氏は、2023年12月31日付で佐藤総合法律事務所を退所しました。

2．当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役 (監査等委員)	岩　濱　みゆき	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、また開催された監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、また出席した監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	杉　野　知　包	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、また開催された監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、また出席した監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	熊　谷　文　麿	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、また開催された監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、また出席した監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

❶ 名称　　EY新日本有限責任監査法人

❷ 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

❸ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

❹ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の執行状況等を総合的に勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

❺ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

❻ 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

❼ 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

❶ 当社連結企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社ならびに当社子会社から成る企業集団（以下、「当社連結企業集団」という。）では、文書管理規程および情報セキュリティーポリシーなどによる社内規則類の定めに基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的情報により記録し、文書管理規程に定める保管場所に、文書の分類ごとに同じく同規程に定められた期間保存することにより適切な管理および保管を行います。

当社連結企業集団の監査等委員および内部監査室は、その権限において、文書等の閲覧および謄写を行うことができます。

❷ 当社連結企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社連結企業集団では、リスク管理規程をはじめとした損失の危険の管理に関する規程類等を制定し、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応しています。

また、当社連結企業集団では、取締役を構成員（常勤監査等委員は任意出席）として、会社の取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議または決議する経営会議を設置しており、当該会議体を原則毎週開催することにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努めております。

さらに、当社では「リスク管理委員会」を設置して、月次のリスク情報にかかる報告および共有の他、四半期に一度の頻度でリスク分析を目的とした会議体を開催することにより、当社連結企業集団に損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の発見と分析、この結果を踏まえたリスク発生防止およびリスク再発防止策の立案検討、およびその発現への対処に努めております。

❸ 当社連結企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社連結企業集団では、各取締役の担当事業部門を明確にしており、各期の業績に対する経営責任を明確にするため、2016年３月20日より、取締役（監査等委員であるものを除く）の任期を1年と定め、毎年当該取締役一人ひとりの業績評価を厳格に行うことにより、その業務執行の効率性を向上させております。

定例の経営会議および当社連結企業集団横断の幹部メンバーによる会議を原則毎週開催し、経営の重要事項の決定や職務執行状況の把握を適時に行うことにより職務の効率性を常に検証しております。

❹ 当社連結企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社連結企業集団は、GMOインターネットグループの培ってきたマインドを「GMOインターネットグループ　スピリットベンチャー宣言」として共有して企業活動の原点として遂行し、また、「GMOインターネットグループ　コンプライアンス要綱」の下、法令および社内規程類・社会倫理を遵守（コンプライアンス）するための体制を維持しております。

経営意思決定ならびに職務執行の報告の場である取締役会では、全ての議題に監査等委員会の意見を求め、経営判断の適法性および妥当性の確認を行っております。

また、GMOインターネットグループの「GMOヘルプライン制度」および当社連結企業集団独自の「GMOアドパートナーズ連結ヘルプライン制度」の利用により、相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、会社のコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

「内部監査室」は、業務執行が法令・定款等に適合しているかについて定期的に監査を実施しております。

❺ 当社連結企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、当社連結企業集団全社の社長を含めた、当社連結企業集団横断の幹部メンバーによる会議を原則毎週開催し、当社連結企業集団各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行っています。

当社連結企業集団各社には、当社より取締役若しくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、関係会社管理規程に定める一定の重要な意思決定事項については、予め当社取締役会または経営会議に報告することにより、連結企業集団全体としての業務の適正性を確保しています。

また、当社連結企業集団に向けて、コンプライアンスに関する教育・研修体制を整え、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、連結企業集団全体としてのコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

さらに、「内部監査室」を設置し、当社連結企業集団各社への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築しています。

なお、前記「リスク管理委員会」が、原則、四半期に１回、グループのリスク管理状況について取締役会へ報告することにより、更なる業務の適正性が確保されるよう努めております。

❻ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置を行っておりませんが、必要に応じて、監査等委員会職務補助のためスタッフの設置等の対応をしております。

❼ 第⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第⑥号の使用人を設置する場合、その補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令にのみ服するものとし、取締役および他の業務執行組織の指揮命令を受けないものとすることにより、監査等委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保することとします。

❽ 第⑥号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

第⑥号の使用人を設置する場合には、その独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に監査等委員会の同意を得ることとします。

❾ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社では、監査等委員である取締役が、取締役会はもとより経営会議等重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査等委員会に報告することとしています。

また、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査ならびに内部監査室から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り連携体制を構築しています。

❿ 子会社の取締役および使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制

当社では、子会社との間で、予め、子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役を介してまたは直接に、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員会、使用人等に報告することができる体制を整備することとしています。

⓫ 前２号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないこととします。

(2) 監査等委員会は、報告した使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

⓬ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

⓭ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打ち合わせを設けています。

また、会計監査人ならびに内部監査室とも定期的に打ち合わせを設けています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

❶ 内部統制システム全般

当社および当社連結企業集団各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

❷ コンプライアンス

当社は、当社および当社連結企業集団各社の使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社および当社連結企業集団各社は、「GMOヘルプライン制度」および「GMOアドパートナーズ連結ヘルプライン制度」の利用により相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性向上に努めております。

❸ リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会において、当社連結企業集団に損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

❹ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社および当社連結企業集団各社の内部監査を実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、各事業年度の業績、企業体質の強化と今後の事業展開を総合的に勘案しつつ、連結ベースの配当性向50%を目標とすることを基本方針としてまいりました。

また、配当回数につきましては、当社は株主総会を決定機関として年１回の配当を行うことを基本方針としておりますが、迅速かつ機動的な資本政策の実行を図るとともに、株主の皆様への速やかな利益還元を目的とした四半期配当の将来的な実施を見越し、基準日を毎年３月31日、６月30日、９月30日、12月31日として当社定款に定めております。

このような方針に基づき、2023年12月期の配当につきましては１株当たり１円30銭の年間配当の実施を予定しております。

また、2024年12月期の配当につきましては上記基本方針に基づき、１株当たり６円90銭の年間配当の実施を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

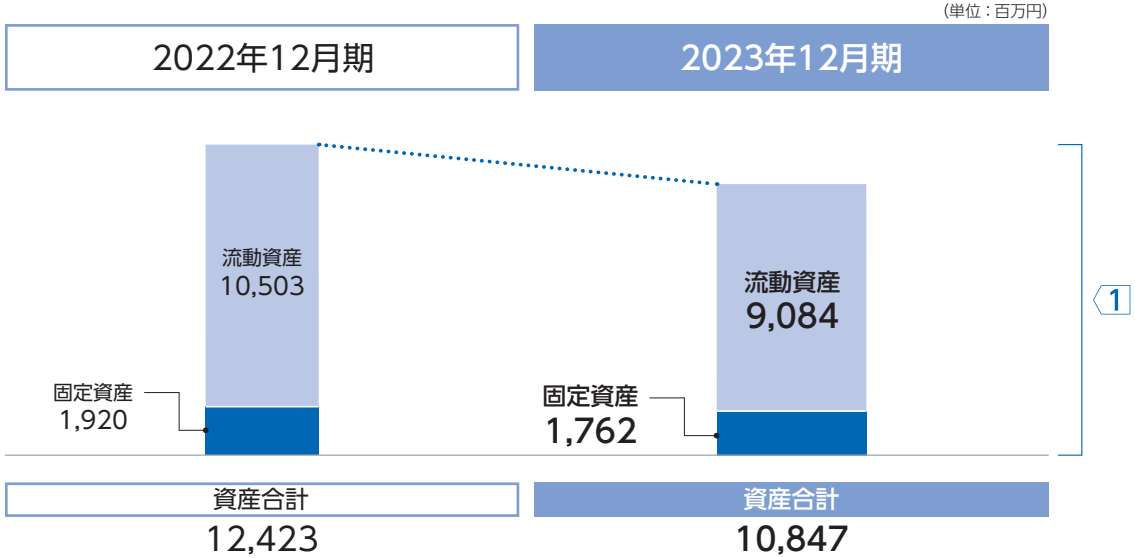
科　目	2023年12月期
● 資産の部	
流動資産	**9,084,737**
現金及び預金	4,185,083
受取手形及び売掛金	3,620,721
棚卸資産	1,149
関係会社預け金	860,000
その他	455,616
貸倒引当金	△37,832
固定資産	**1,762,967**
有形固定資産	**288,879**
建物	233,507
工具器具及び備品	55,372
無形固定資産	**330,855**
のれん	25,666
ソフトウェア	254,300
その他	50,888
投資その他の資産	**1,143,231**
投資有価証券	629,864
繰延税金資産	128,031
その他	409,844
貸倒引当金	△24,507
資産合計	**10,847,704**

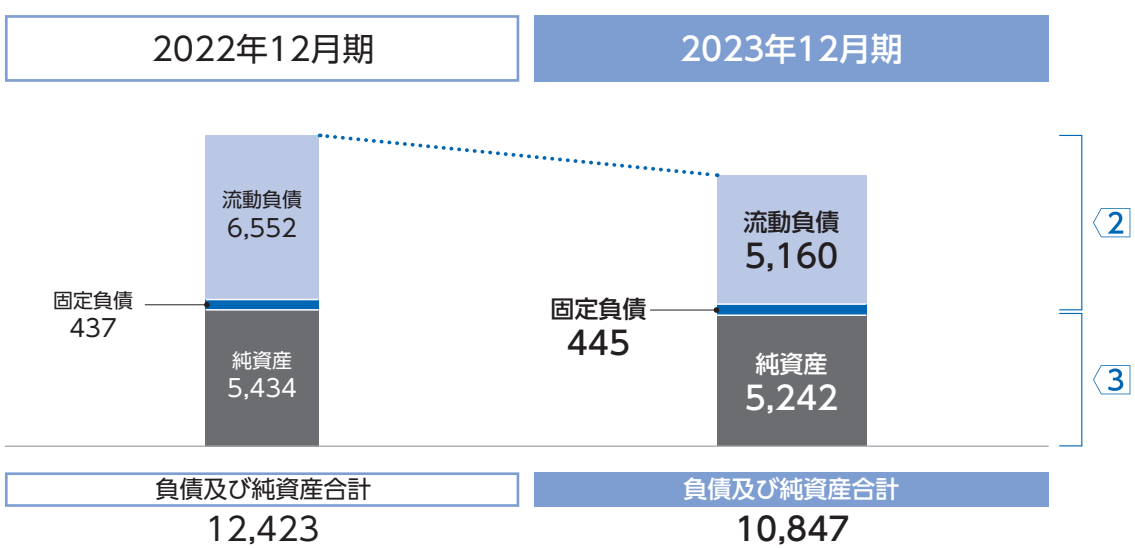
科　目	2023年12月期
● 負債の部	
流動負債	**5,160,169**
買掛金	3,690,616
未払金	324,559
未払法人税等	24,502
未払消費税等	46,590
賞与引当金	93,088
役員賞与引当金	5,298
ポイント引当金	44,942
その他	930,569
固定負債	**445,496**
繰延税金負債	12,469
資産除去債務	148,682
その他	284,344
負債合計	**5,605,665**
● 純資産の部	
株主資本	**5,102,770**
資本金	**1,301,568**
資本剰余金	**2,149,494**
利益剰余金	**1,903,986**
自己株式	**△252,278**
その他の包括利益累計額	**71,916**
その他有価証券評価差額金	**71,916**
新株予約権	**31,863**
非支配株主持分	**35,488**
純資産合計	**5,242,038**
負債及び純資産合計	**10,847,704**

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（ご参考）連結貸借対照表のポイント

（単位：百万円）





1 資　産

当連結会計年度末における資産合計は、10,847百万円（前連結会計年度末は12,423百万円）と1,575百万円の減少となりました。

流動資産につきましては9,084百万円（前連結会計年度末は10,503百万円）と1,418百万円の減少となりました。主な要因は、現金及び預金が4,185百万円（前連結会計年度末は5,343百万円）と1,157百万円の減少、受取手形及び売掛金が3,620百万円（前連結会計年度末は4,117百万円）と496百万円減少した一方で、流動資産その他が455百万円（前連結会計年度末は214百万円）と240百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産につきましては1,762百万円（前連結会計年度末は1,920百万円）と157百万円の減少となりました。主な要因は、繰延税金資産が128百万円（前連結会計年度末は200百万円）と72百万円の減少、投資有価証券が629百万円（前連結会計年度末は683百万円）と54百万円減少した一方で、無形固定資産その他が50百万円（前連結会計年度末は45百万円）と５百万円増加したこと等によるものであります。

2 負　債

当連結会計年度末における負債合計は5,605百万円（前連結会計年度末は6,989百万円）と1,383百万円の減少となりました。

流動負債につきましては5,160百万円（前連結会計年度末は6,552百万円）と1,391百万円の減少となりました。主な要因は、買掛金が3,690百万円（前連結会計年度末は4,302百万円）と611百万円の減少、流動負債その他が930百万円（前連結会計年度末は1,208百万円）と277百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債につきましては445百万円（前連結会計年度末は437百万円）と８百万円の増加となりました。主な要因は、固定負債その他が284百万円（前連結会計年度末は270百万円）と13百万円増加した一方で、繰延税金負債が12百万円（前連結会計年度末は17百万円）と５百万円減少したこと等によるものであります。

3 純資産

純資産合計につきましては5,242百万円（前連結会計年度末は5,434百万円）と192百万円の減少となりました。主な要因は、利益剰余金の減少160百万円（親会社株主に帰属する当期純利益の計上により40百万円の増加、配当金の支払いにより200百万円の減少等）、自己株式の減少28百万円、その他有価証券評価差額金の減少59百万円を計上したこと等によるものであります。

連結損益計算書 (自　2023年１月１日　至　2023年12月31日)

(単位：千円)

科　目	2023年12月期	
売上高		**14,903,840**
売上原価		**8,573,662**
売上総利益		**6,330,177**
販売費及び一般管理費		**6,355,663**
営業損失		**△25,485**
営業外収益		
受取利息	4,499	
受取配当金	5,685	
投資事業組合運用益	109,049	
為替差益	54,608	
補助金収入	8,742	
その他	24,630	207,216
営業外費用		
持分法による投資損失	1,290	
その他	152	1,443
経常利益		**180,288**
特別利益		
新株予約権戻入益	1,452	1,452
税金等調整前当期純利益		**181,740**
法人税、住民税及び事業税	42,616	
法人税等調整額	93,125	135,742
当期純利益		**45,998**
非支配株主に帰属する当期純利益		**5,654**
親会社株主に帰属する当期純利益		**40,343**

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 （自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年１月１日　残高	1,301,568	2,148,803	2,064,267	△280,566	5,234,073
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△200,625		△200,625
親会社株主に帰属する当期純利益			40,343		40,343
自己株式の処分		690		28,288	28,978
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	690	△160,281	28,288	△131,302
2023年12月31日　残高	1,301,568	2,149,494	1,903,986	△252,278	5,102,770

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
2023年１月１日　残高	131,142	131,142	33,954	35,205	5,434,375
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△200,625
親会社株主に帰属する当期純利益					40,343
自己株式の処分					28,978
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△59,225	△59,225	△2,090	282	△61,033
連結会計年度中の変動額合計	△59,225	△59,225	△2,090	282	△192,336
2023年12月31日　残高	71,916	71,916	31,863	35,488	5,242,038

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 （自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

（単位：千円）

科　目	2023年12月期
営業活動によるキャッシュ・フロー	△912,471
投資活動によるキャッシュ・フロー	△68,365
財務活動によるキャッシュ・フロー	△177,094
現金及び現金同等物に係る換算差額	―
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,157,931
現金及び現金同等物の期首残高	5,343,014
現金及び現金同等物の期末残高	4,185,083

キャッシュ・フローの変動要因

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、912百万円の減少（前連結会計年度は881百万円の増加）となりました。主な増加要因としては、売上債権の増減額390百万円、減価償却費143百万円、税金等調整前当期純利益181百万円等によるものであります。一方、主な減少要因としては、仕入債務の増減額608百万円、法人税等の支払額405百万円、投資事業組合運用損益109百万円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、68百万円の減少（前連結会計年度は197百万円の減少）となりました。主な増加要因としては、関係会社預け金の払戻による収入860百万円、投資事業組合からの分配による収入143百万円等によるものであります。一方、減少要因としては、主に関係会社預け金の預入による支出860百万円、無形固定資産の取得による支出127百万円等によるものであります。
なお、関係会社預け金はGMOインターネットグループ全体で資金運用を行うために導入しているキャッシュマネジメントサービス（CMS）を利用しているものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、177百万円の減少（前連結会計年度は55百万円の減少）となりました。主な増加要因としては、新株予約権の行使による収入28百万円によるものであります。一方、主な減少要因としては、配当金の支払額200百万円等によるものであります。

（注）（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書の要旨は監査対象外です。

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	５社
主要な連結子会社の名称	GMO NIKKO株式会社 GMOソリューションパートナー株式会社 GMOアドマーケティング株式会社 GMOインサイト株式会社

(注)GMO NIKKO株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は2024年１月１日付でGMO NIKKO株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行なっております。

（2）主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社の名称等	株式会社サイトワン ゼロイチ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社７社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した会社の数　１社

会社の名称　GMOドリームウェーブ株式会社

（2）持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の名称等

主要な会社等の名称　株式会社サイトワン
ゼロイチ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております。(収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：８～22年、工具器具及び備品：４～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能見込期間（５年以内）による定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④　ポイント引当金

当社グループが運営するポイントサイト会員に付与したポイントの利用に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、履行義務の対価は、１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ⅰ．エージェンシー事業

エージェンシー事業の主な収益は、顧客である広告主との契約に基づくインターネット広告取次業務であり、広告主が期待する広告効果を提供しうる広告媒体を継続して手配し、配信状況についての管理・運用をすることが履行義務となるため、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるものであり、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

ⅱ．メディア・アドテク事業

メディア・アドテク事業のうちアドテク事業の主な収益は、自社の所有するアドネットワークシステムを介して、顧客である広告主・媒体社の各々の契約に基づき、広告枠の仕入の引き渡し・広告の配信を行う義務を負っております。当該履行義務は主に広告が配信・出稿された時点で充足されるものであり、同時点で収益を認識しております。

一方、メディア・アドテク事業のうちメディア事業の主な収益は、自社で運営するメディアに、広告配信業者を経由して顧客の広告を配信し、ユーザーがその広告をクリックするなどして広告種別により定められた契約条件が成立した時点で履行義務が充足されるものであり、同時点で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社および一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

（追加情報）

グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

（表示方法の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度に連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　128,031千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算（加算）一時差異等の解消スケジュールをもとに収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された将来の事業計画に基づいて保守的に算定しており、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。見積りに用いた仮定は合理的であり、当連結会計年度末の繰延税金資産の残高は妥当であると判断しております。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、市場環境や競合他社の状況により、将来の課税所得の変動の影響を受けて、繰延税金資産の金額が減少し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．受取手形及び売掛金の内訳

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金	3,588,714千円
電子記録債権	32,006千円

2．　有形固定資産の減価償却累計額　306,466千円

3．非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。
投資有価証券（株式） 10,547千円

4．流動負債その他に含まれる契約負債の額
その他のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。
契約負債 172,287千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 16,757,200株

2．剰余金の配当に関する事項
（1）配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年３月23日 定時株主総会	普通株式	200,625	12.50	2022年12月31日	2023年３月24日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年３月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,957	1.30	2023年12月31日	2024年３月22日

3．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式　241,000株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入による方針です。なお、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社のキャッシュマネジメントサービス（CMS）取引に参加しており、必要な資金を適宜調達する事が可能となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客等の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を評価し、取引条件を都度設定しております。

関係会社預け金は、銀行預金と同じ取扱いであり、払出しは容易であることから、リスクは無いと判断しております。

投資有価証券及び出資金は、主に業務上の関係を有する株式及び投資事業有限責任組合出資金等であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、30.8%が大口顧客に対するものであります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日(連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び投資事業組合への出資持分は、投資有価証券に含めておりません（(注２）を参照ください)。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	126,252	126,252	—

（注１）「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「関係会社預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式の出資持分の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	111,113

（注３）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価については記載を省略しております。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合への出資持分	392,499

（注４）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,185,083	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,620,721	—	—	—
関係会社預け金	860,000	—	—	—
合計	8,665,804	—	—	—

３．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	126,252	—	—	126,252

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	エージェンシー事業	メディア・アドテク事業	
自社企画サービス	7,760,532	4,739,788	12,500,321
代理提供サービス	2,157,665	245,853	2,403,519
顧客との契約から生じる収益	9,918,198	4,985,641	14,903,840
外部顧客への売上高	9,918,198	4,985,641	14,903,840

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）４．会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は主に、役務提供の前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度における契約負債の内訳は以下のとおりであります。

契約負債（期首残高）	205,554千円
契約負債（期末残高）	172,287千円

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、個別の契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

1．　１株当たり純資産額	320円98銭
2．　１株当たり当期純利益	２円50銭

（重要な後発事象に関する注記）

（共通支配下の取引等）

連結子会社間の合併

当社の連結子会社であるGMO NIKKO株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は、2023年11月６日開催の当社及び各社取締役会において2024年１月１日を効力発生日として、GMO NIKKO株式会社を吸収合併存続会社とし、GMOアドマーケティング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。

（１）企業結合の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	GMO NIKKO株式会社
事業の内容	総合マーケティング支援事業
被結合企業の名称	GMOアドマーケティング株式会社
事業の内容	アドテクノロジー事業

②企業結合日

2024年１月１日

③企業結合の法的形式

GMO NIKKO株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

GMO NIKKO株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

アドテクノロジー事業に強みを持つGMOアドマーケティング株式会社の商品開発能力を、インターネット広告事業を主力とするGMO NIKKOの営業活動に活かし、既存サービスの拡充・新規サービスの開発を推進してまいります。

（２）合併により取得の対価として交付した株式の種類別の割当比率及びその算定方法並びに交付する株式数

当社の完全子会社間の合併であるため、本合併に係る新株式の交付及び金銭その他の財産の交付はありません。

（３）会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科　目	2023年12月期
● 資産の部	
流動資産	**1,228,527**
現金及び預金	647,592
売掛金	47,872
貯蔵品	374
前払費用	56,920
関係会社短期貸付金	303,674
その他	175,045
貸倒引当金	△2,951
固定資産	**3,544,424**
有形固定資産	**238,301**
建物	208,131
工具器具及び備品	30,169
無形固定資産	**49,788**
ソフトウエア	49,427
その他	361
投資その他の資産	**3,256,334**
投資有価証券	547,718
関係会社株式	2,394,156
敷金	208,171
保険積立金	91,307
その他	31,029
貸倒引当金	△16,048
資産合計	**4,772,951**

科　目	2023年12月期
● 負債の部	
流動負債	**201,694**
未払金	91,012
未払法人税等	9,804
預り金	39,438
賞与引当金	9,125
その他	52,312
固定負債	**356,542**
長期預り敷金	178,836
資産除去債務	131,480
繰延税金負債	46,224
負債合計	**558,236**
● 純資産の部	
株主資本	**4,110,935**
資本金	**1,301,568**
資本剰余金	**2,085,321**
資本準備金	2,056,344
その他資本剰余金	28,976
利益剰余金	**976,323**
その他利益剰余金	976,323
繰越利益剰余金	976,323
自己株式	**△252,278**
評価・換算差額等	**71,916**
その他有価証券評価差額金	**71,916**
新株予約権	**31,863**
純資産合計	**4,214,715**
負債及び純資産合計	**4,772,951**

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自　2023年１月１日　至　2023年12月31日)

(単位：千円)

科　目	2023年12月期	
営業収益		
関係会社受取配当金	370,272	
関係会社事業受託収入	415,063	
施設等利用料収入	129,750	
営業収益合計		**915,086**
営業費用		**808,764**
営業利益		**106,321**
営業外収益		
受取利息	625	
受取配当金	5,685	
投資事業組合運用益	109,049	
為替差益	54,172	
その他	8,655	178,189
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	1,290	
その他	35	1,326
経常利益		**283,184**
特別利益		
新株予約権戻入益	1,452	1,452
税引前当期純利益		**284,636**
法人税、住民税及び事業税	△17,939	
法人税等調整額	△1,432	△19,372
当期純利益		**304,008**

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自　2023年１月１日　至　2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2023年１月１日　残高	1,301,568	2,056,344	28,285	2,084,630	872,940	872,940
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△200,625	△200,625
当期純利益					304,008	304,008
自己株式の処分			690	690		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	690	690	103,383	103,383
2023年12月31日　残高	1,301,568	2,056,344	28,976	2,085,321	976,323	976,323

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2023年１月１日　残高	△280,566	3,978,573	131,142	131,142	33,954	4,143,669
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△200,625				△200,625
当期純利益		304,008				304,008
自己株式の処分	28,288	28,978				28,978
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△59,225	△59,225	△2,090	△61,316
事業年度中の変動額合計	28,288	132,362	△59,225	△59,225	△2,090	71,045
2023年12月31日　残高	△252,278	4,110,935	71,916	71,916	31,863	4,214,715

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15～22年、工具器具及び備品：５～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能見込期間（５年以内）による定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の主な収益についての、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、履行義務の対価は、１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ⅰ．関係会社受取配当金

関係会社受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益を認識しております。

ⅱ．関係会社事業受託収入

関係会社事業受託収入は、当社が関係会社との間で締結する契約に基づき、管理部門機能の役務を提供する事が履行義務であり、履行義務の充足に伴い一定期間にわたって収益として認識しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

１．繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度に計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）　―千円

繰延税金負債との相殺前の金額は　17,838千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」は、連結注記表の（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

２．関係会社株式の評価

(1)当事業年度に計算書類に計上した金額

関係会社株式　2,394,156千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項の有無を把握した上で発行会社の１株当たり純資産額を基礎として算定しております。

関係会社株式の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な実態により関係会社の経営環境が変化した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1．　有形固定資産の減価償却累計額	131,737千円
2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	442,906千円
長期金銭債権	222,868千円
短期金銭債務	94,600千円
長期金銭債務	178,836千円
3．保証債務	
仕入代金に対する保証債務	
GMO NIKKO株式会社	567,372千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	912,191千円
営業費用	286,335千円
営業取引以外の取引高	617千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	707,167	—	71,300	635,867

（変動事由の概要）

減少数の内訳は、新株予約権の行使によるものです。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

繰越欠損金	176,468千円
投資有価証券評価損	77,561千円
資産除去債務	40,259千円
関係会社株式評価損	6,346千円
減価償却超過額	6,082千円
貸倒引当金超過額	5,817千円
未払費用	3,977千円
賞与引当金	2,794千円
未払事業税	2,301千円
その他	2,242千円
繰延税金資産小計	323,851千円
評価性引当額	△306,013千円
繰延税金資産合計	17,838千円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△31,740千円
資産除去債務に対応する除去費用	△32,321千円
繰延税金負債合計	△64,062千円
繰延税金負債の純額	△46,224千円

2．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係		取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	（注）
						役員の兼務等	事業上の関係					
親会社	GMOインターネットグループ株式会社	東京都渋谷区	5,000,000	インターネット総合事業	直接 9.66 間接 47.35	兼任 5人	当社への広告の出稿及び媒体の提供	賃料及び施設利用料等の支払	763,791	未払金	24,625	注1
								事務所建物の賃借	—	敷金	208,171	注1

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1．同社における一括負担分のうち、当社使用分の実費相当額となっております。

（イ）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

（ウ）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	(注)
						役員の兼務等	事業上の関係					
子会社	GMO NIKKO株式会社	東京都渋谷区	100,000	インターネット広告事業	直接100.00	兼任4人	当社への管理業務の委託及び債務の保証及び金銭の貸付	仕入代金に対する保証	567,372	—	—	注1、2
								管理業務受託料	244,601	売掛金	27,415	注1、3
								配当金の受取	261,166	—	—	注4
								金銭の貸付	300,000	関係会社短期貸付金	300,000	注5
								貸付金利息	193	流動資産その他(未収収益)	193	注5

（注）1．上記取引金額のうち、取引金額に消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

2．GMO NIKKO株式会社の仕入先からの仕入代金について債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受け取っておりません。

3．管理業務受託料については、一般の取引と同様に決定しております。

4．子会社からの剰余金の配当金額については、業績・内部留保及び当社グループ内の基準等を総合的に勘案し、定時株主総会により配当金額を決定しております。

5．金銭の貸付については、同社と「金銭消費貸借契約」を締結し、貸付金利については市場金利等を勘案して決定しております。

（エ）兄弟会社等

該当事項はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．　１株当たり純資産額	259円46銭
２．　１株当たり当期純利益	18円86銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年２月21日

GMOアドパートナーズ株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　　一　樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南　山　智　昭

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、GMOアドパートナーズ株式会社の２０２３年１月１日から２０２３年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOアドパートナーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年２月21日

GMOアドパートナーズ株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　　一　樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南　山　智　昭

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、GMOアドパートナーズ株式会社の２０２３年１月１日から２０２３年１２月３１日までの第２５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年１月１日から2023年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年２月21日

GMOアドパートナーズ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　岩　濱　みゆき　㊞

監 査 等 委 員　杉　野　知　包　㊞

監 査 等 委 員　熊　谷　文　麿　㊞

監 査 等 委 員　稲　葉　幹　次　㊞

（注）　監査等委員岩濱みゆき、杉野知包及び熊谷文麿は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上